

別紙

委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度石川県デジタル化推進会議及び共助のビジネスモデル検討協議会
運営支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 実施内容・方法

受託者は、次の業務を実施すること。

<令和7年度石川県デジタル化推進会議幹事会>

(1) 令和7年度石川県デジタル化推進会議幹事会（以下、「幹事会」という。）の運営・連絡調整に関する支援業務

- ① 幹事会参加者との連絡調整
- ② (2)～(4)の業務に係る自治体、民間等との協議、調整
- ③ 幹事会に必要な資料の作成

(2) 地域幸福度（Well-Being）向上に向けた指標の活用支援

- ① 地域の特徴を把握するために、デジタル庁が提供する客観・主観データを活用した概要表の作成支援
- ② 住民アンケートの実施支援と分析
- ③ ①もしくは①②の結果を踏まえた、住民とのワークショップの開催支援
- ④ 県ホームページ等における分析結果等の公表支援

(3) 県・市町におけるデジタル技術を活用した施策の具体化の支援

業務にあたっては、以下①から②について、県と協議の上、事業を実施すること。

- ① 地域課題の解決や新サービス創出に係る支援
- ② 県、市町のデジタル化・DXに向けた機運醸成を図る取組みの企画立案、取組みの実施

(4) 本事業に係る効果測定

幹事会参加者を対象としたアンケートの実施（随時）

<令和7年度共助のビジネスモデル検討協議会>

(1) 令和7年度共助のビジネスモデル検討協議会（以下、「協議会」という。）の
運営・連絡調整に関する支援業務

① 協議会参加者との連絡調整業務（協議会事務局の設置）

受託者において、当該業務を実施する事務局を組織し、会場手配、講師手配、司会進行等に係る運営支援を行うこと。ただし、次に掲げる事務は、県担当者も協力することとする。

ア) 協議会会場の予約

イ) 県が選定した講師への講演依頼

ウ) 金融機関及び商工団体等への企画提案、参加依頼

② 協議会に必要な資料の作成業務

③ 協議会参加者同士の交流促進業務

④ 理事会の運営支援業務

⑤ 中核的経営人材及び協議会理事に対する委託金支払業務（委託金は当該業務の委託費に含む）

※中核的経営人材及び協議会理事の委託金は、県旅費規定（単価 6,500 円/時間、32,500 円/日）を想定。

⑥ 共助のサービス創出に向けて機運醸成を図る取組みの企画立案、取組みの支援

⑦ 県広域データ連携基盤を活用した共助のサービスの検討・企画立案・取組みの支援

(2) 協議会の情報発信業務

協議会の理念や活動内容を外部へ発信する業務

<全体>

(1) 運営支援業務の工程表（作業計画）・報告等業務

① 本業務の進め方に関する計画の立案、定期的な進行状況等の報告（運営支援業務に係る報告書の作成、受託者及び県担当者が出席する報告会の開催）

② 報告書及び報告会の内容に基づく、その後の作業に関する必要な調整

4 スケジュール

令和7年5月上旬	契約締結
令和7年5月～令和8年3月	事業の実施

5 契約に基づく提出書類（提出時期）

- ・ 着手届（契約締結後10日以内）
- ・ 業務工程表（契約締結後、速やかに）
- ・ 業務完了報告書（委託業務が終了した時）

6 成果品

実施報告書（県ホームページ公開用を含む）

7 その他

（1）秘密の保持

- ア 本委託業務に関し、県に提出された提案書等は、本委託業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- イ 本委託業務に関し、受託者が県及び市町から受領又は閲覧した資料等は、提供者（県及び市町）の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本委託事業により知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

（2）再委託の制限

受託者は、委託事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に県と協議し、了解を得なければならない。

（3）その他

- ア 各事業の詳細は、受託者の提案を踏まえ、県と協議の上、決定すること。
- イ 受託者は、委託事業の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- ウ 本仕様書に記載されていない事項及び詳細は、県と協議すること。